

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載

【部門区分】第 2 部門第 5 区分

【発行日】令和 2 年 10 月 15 日 (2020.10.15)

【公開番号】特開 2020-32977 (P2020-32977A)

【公開日】令和 2 年 3 月 5 日 (2020.3.5)

【年通号数】公開・登録公報 2020-009

【出願番号】特願 2018-163562 (P2018-163562)

【国際特許分類】

B 6 0 R 7/04 (2006.01)

【 F I 】

B 6 0 R 7/04 C

【手続補正書】

【提出日】令和 2 年 9 月 2 日 (2020.9.2)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

開口を上方に向けた内部空間を有するボックスと、

リッド本体部と、前記リッド本体部に一体化され前記ボックスに対して枢支される枢支軸と、を有し前記ボックスの前記開口を開閉する 2 つのリッドと、を有し、

2 つの前記リッドは、前記リッド本体部が前記ボックスの上方に配置され前記開口を閉じる閉位置と、前記リッド本体部が前記ボックスの対向する 2 つの側方に各々配置され前記開口を開く開位置と、の間を位置変化し、

前記リッド本体部は、弾性変形可能なクッション部と、前記クッション部よりも硬質の基材部と、を有し、

前記リッド本体部のうち、前記開位置における上面となる開上面部と、前記閉位置における上面となる閉上面部とは、前記クッション部で構成されている、車両用ボックス装置。

【請求項 2】

前記車両用ボックス装置はアームレストである、請求項 1 に記載の車両用ボックス装置

。

【請求項 3】

前記開位置における前記開上面部の上下方向の位置と、前記閉位置における前記閉上面部の上下方向の位置と、の差は 30 mm 以内である、請求項 1 または請求項 2 に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 4】

2 つの前記リッドは、各々、前記リッド本体部、リッド側脚部、及び、リンク側脚部を有し、

前記リッド側脚部は前記リッド本体部に一体化され、

前記リンク側脚部は前記リッド側脚部に枢支されるとともに前記ボックスに枢支され、

前記リンク側脚部のうち前記リッド側脚部に枢支されるリンク側枢支部は、前記リッドが前記閉位置から前記開位置に位置変化する際に下降する、請求項 1 ~ 請求項 3 の何れか 1 項に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 5】

前記ボックスは、前記開位置において、前記リッドのうち前記枢支軸以外の部分に当接

する開ストッパ部を有する、請求項 1 ~ 請求項 4 の何れか 1 項に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 6】

前記開ストッパ部は、前記ボックスの周壁の上面に設けられ、前記開位置において前記リッド本体部に当接するリッド本体部用の開ストッパ部を有する、請求項 5 に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 7】

2 つの前記リッドは、各々、前記リッド本体部、リッド側脚部、及び、リンク側脚部を有し、

前記リッド側脚部は前記リッド本体部に一体化され、

前記リンク側脚部は前記リッド側脚部に枢支されるとともに前記ボックスに枢支され、

前記開ストッパ部は、前記ボックスの周壁の側面に、前記開位置において前記リンク側脚部に当接するリンク側脚部用の開ストッパ部を有する、請求項 5 に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 8】

前記ボックスの周壁は、前記開位置において前記リッド本体部の下側に配置される底斜面を有し、

前記底斜面は前下がりに傾斜する、請求項 1 ~ 請求項 7 の何れか 1 項に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 9】

前記リッド本体部は、前記開上面部と前記閉上面部との間に傾斜面を有する、請求項 1 ~ 請求項 8 の何れか 1 項に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 10】

2 つの前記リッドは、各々、前記リッド本体部、リッド側脚部、及び、リンク側脚部を有し、

前記リッド側脚部は前記リッド本体部に一体化され、

前記リンク側脚部は、前記リッド側脚部および前記ボックスに枢支され、かつ、前記閉位置において前記リッド本体部の下面に対面する端部を有し、

前記端部は、前記リッドが下側に位置変化したときに、前記リッド本体部を下側から支持する、請求項 1 ~ 請求項 9 の何れか 1 項に記載の車両用ボックス装置。

【請求項 11】

前記開上面部の幅は 20 mm 以上である、請求項 1 ~ 請求項 10 の何れか 1 項に記載の車両用ボックス装置。